随意契約理由書

1　案件名称

船場法人市税事務所コールセンター用 CTI システム機器等更新業務委託（船場法人市税事務所）

2　契約の相手方

南海電設株式会社

3　随意契約理由（選定理由）

南海電設株式会社は、「財政局所管施設　保守点検・修繕等包括的業務委託　長期継続」を受注している日本管財株式会社より「梅田市税事務所外 5 施設　通信設備保守点検業務」船場法人市税事務所分を再委託されており、船場法人市税事務所における通信設備（構内交換機等）の機器構成等の専門知識と技術を有している。

本業務は、船場法人市税事務所に設置されている通信設備のうち、コールセンター用に設置されている既設の CTI システム機器等の更新を行うものである。なお、CTI システム機器等の納入・テスト・設置等・既設機器の移動など一連の業務を更新という。機器等の更新にあたっては、既設の構内交換機等への接続を要することから、既設の機器の構造及び性能等を熟知した専門の知識と技術が必要不可欠であるとともに、更新を同社以外の業者に履行させた場合、不具合発生時の責任所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあることから、南海電設株式会社と随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

5　担当部署

財政局税務部課税課（電話：06-6208-7751）

随意契約理由書

1　案件名称
令和７年度　eLTAX 更改に係る大阪市税務事務システム改修業務委託

2　契約の相手方
株式会社　日立製作所　関西支社

3　随意契約理由（選定理由）
本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）は、平成９年 11 月より稼働し、２回の機種更新を経て平成 27 年１月に再構築、令和２年１月に機種更新を実施し、一貫性のある総合的なシステムとして、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通及び基盤など）を運用している。

また、平成 27 年１月の再構築時においては、運用保守費や機種更新費の削減等を目的に、「ＩＴ改革実施基本計画（現在は廃止）」及び「市政改革プラン」による取組みとして業務・システム最適化等を方針とし、基幹系システム統合基盤及び各住民情報系基幹システムと連携のうえ、開発を行ってきたところである。

本件については、地方税共同機構が提供する eLTAX（地方税ポータルシステム）について、システム再構築にあたる eLTAX 更改が令和８年９月から令和９年９月にかけて段階的に実施される。

市政運営における財政基盤の根幹である市税の適正・公平な賦課徴収による自主財源の安定的な確保を図るため、効率的かつ適正に賦課徴収業務を実施できるよう、eLTAX 更改にて追加及び仕様変更される各機能と税務事務システムが適正に連携できるようシステム改修を行う。

株式会社日立製作所関西支社は、税システムの当初開発、機種更新、再構築及び現在の運用保守業者であり、本業務を他の事業者に対応させることは、障害等トラブル発生時に、その原因・責任の切り分けが不可能となるため、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

4　根拠法令
・地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）
・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第１項第２号（W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき）

5　担当部署
財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ）　　　（電話：06-6208-7778）